

もとに定める部材の許容耐力（許容せん断力，許容曲げモーメント等）を超えないことを確かめる方法^{例えば，1)}が広く用いられている。このように，構造耐力上主要な部分に生ずる応力度が許容応力度を超えないことを部材単位で間接的に確認してもよい。

- (4) 第四号では，大臣が定める場合に，構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを，大臣が定める方法（平12建告第1459号）によって確かめるよう規定している（(7)参照）。

告示 平19国交告第594号第1

最終改正 平成30年1月15日国土交通省告示第80号

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条第一号，第82条の2，第82条の3第一号及び第82条の6第二号ロの規定に基づき，保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める告示を制定する。

第1 構造計算に用いる数値の設定方法

一 建築物の架構の寸法，耐力，剛性，剛域その他の構造計算に用いる数値については，当該建築物の実況に応じて適切に設定しなければならない。

二 前号の数値の設定を行う場合においては，接合部の構造方法その他当該建築物の実況に応じて適切な設定の組み合わせが複数存在するときは，それらすべての仮定に基づき構造計算をして当該建築物の安全性を確かめなければならない。

三 壁に開口部を設ける場合にあつては，開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するように当該開口部の周囲が補強されている場合を除き，次のイ又はロの区分に応じ，それぞれ当該各号に定める方法により当該壁の剛性及び耐力を低減した上で耐力壁として構造計算を行うか，当該壁を非構造部材（構造耐力上主要な部分以外の部分をいう。以下同じ。）として取り扱った上で第2第二号の規定によることとする。この場合において，開口部の上端を当該階のはりに，かつ，開口部の下端を当該階の床版にそれぞれ接するものとした場合にあつては，当該壁を一の壁として取り扱ってはならないものとする。

イ 鉄筋コンクリート造とした耐力壁（周囲の構造耐力上主要な部分である柱及びはりに緊結されたものとした場合に限る。）に開口部を設ける場合であつて，当該開口部が(1)に適合することを確認した場合 当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の数値に(2)によって計算した低減率を乗じるとともに，当該開口部を有する耐力壁のせん断耐力の数値に(3)によって計算した低減率を乗じて構造計算を行うこと。

(1) 次の式によって計算した開口周比が0.4以下であること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{h_0 \cdot \ell_0}{h \cdot \ell}}$$

この式において， r_0 ， h_0 ， ℓ_0 ， h 及び ℓ は，それぞれ次の数値を表すものとする。

r_0	開口周比
h_0	開口部の高さ（単位　メートル）
ℓ_0	開口部の長さ（単位　メートル）
h	開口部を有する耐力壁の上下のはりの中心間距離（単位　メートル）
ℓ	開口部を有する耐力壁の両端の柱の中心間距離（単位　メートル）

(2) 当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の低減率を次の式によって計算すること。

$$r_1 = 1 - 1.25r_0$$

この式において， r_1 はせん断剛性の低減率を表すものとし， r_0 は(1)に規定する r_0 の数値を表すものとする。